

改正

平成一六年一〇月条例第二六号

平成二四年 七月一〇日条例第三八号

平成二五年一二月二〇日条例第四六号

令和 二年一二月一八日条例第四八号

令和 三年一一月 五日条例第三七号

江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例

目次

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 自転車等の放置防止（第十条—第十七条）

第三章 雑則（第十八条）

付則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、公共の場所における自転車等の駐車秩序を確立することにより、自転車等の放置による生活環境の悪化を防止し、もつて江戸川区民（以下「区民」という。）の安全で快適なまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

一部改正〔令和二年条例四八号〕

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 公共の場所 道路、駅前広場その他の公共の用に供する場所で自転車駐車場以外の場所をいう。
- 二 自転車等 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第十号に規定する原動機付自転車及び同項第十一号の二に規定する自転車をいう。
- 三 自転車駐車場 一定の区画を限つて自転車等を駐車させる施設をいう。
- 四 放置 自転車等から利用者が離れ、直ちにこれを移動させることができない状態にあることをいう。

（区の責務）

第三条 江戸川区（以下「区」という。）は、第一条の目的を達成するため、自転車駐車場の整備、自転車等の駐車秩序の確保その他必要な施策の実施に努めなければならない。

一部改正〔令和二年条例四八号〕

（区民の責務）

第四条 区民は、自転車等の安全で秩序ある利用に関する意識を高め、良好な生活環境の確保に努めるとともに、区の実施する自転車等の駐車秩序に関する施策に協力しなければならない。

（鉄道事業者の責務）

第五条 鉄道事業者は、鉄道の利用者のために自ら自転車駐車場の設置に努めなければならない。

2 鉄道事業者は、区が自転車駐車場を設置しようとするときは、用地の提供に努めるとともに、区の施策に協力しなければならない。

一部改正〔令和二年条例四八号〕

（施設の設置者等の責務）

第六条 公共施設、商業施設、娯楽施設等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設を設置し、又は管理する者は、当該施設の利用者のために自ら自転車駐車場の設置に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

（自転車小売業者の責務）

第七条 自転車の小売を業とする者は、自転車の販売に当たっては、当該自転車の買主に対し、防犯登録を受けることの勧奨に努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

一部改正〔令和三年条例三七号〕

（自転車等利用者及び所有者の責務）

第八条 自転車等の利用者は、公共の場所において、自転車等を放置することのないように努めるとともに、区の実施する施策に協力しなければならない。

2 自転車の所有者は、防犯登録を受けなければならない。

一部改正〔令和三年条例三七号〕

（自転車等の利用の自粛）

第九条 駅周辺の居住者等は、通勤、通学等のために、当該駅への交通の手段として、自転車等を利用することを自粛するように努めなければならない。

第二章 自転車等の放置防止

（放置禁止区域の指定等）

第十条 江戸川区長（以下「区長」という。）は、第一条の目的を達成するため、放置された自転

車等が大量に集積され、又はそのおそれのある公共の場所について必要があると認めるときは、当該地域を放置禁止区域（以下「禁止区域」という。）として、指定することができる。

2 区長は、前項の禁止区域を指定したときは、江戸川区規則（以下「規則」という。）で定める事項を告示しなければならない。

3 区長は、第一項の禁止区域を指定したときは、自転車等の利用者に対して禁止区域を周知するとともに、当該区域内に自転車等を放置することのないよう指導するものとする。

4 前二項の規定は、禁止区域を変更し、又は解除する場合について準用する。

一部改正〔令和二年条例四八号〕

（自転車等の放置禁止）

第十一条 自転車等の利用者は、禁止区域内に自転車等を放置してはならない。

（禁止区域内の放置自転車等の措置）

第十二条 区長は、前条の規定に違反して、禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等を撤去することができる。

（禁止区域外の放置自転車等の措置）

第十三条 区長は、禁止区域外の公共の場所において、自転車等の放置により良好な生活環境が著しく阻害されていると認めるときは、自転車等の利用者に対し、放置することのないよう指導するものとする。

2 区長は、前項に規定する措置を講じてもなお自転車等が放置されているときは、あらかじめ撤去する旨を警告した後、当該自転車等を撤去することができる。

（緊急時における放置自転車等に対する措置）

第十四条 区長は、前条の規定にかかわらず、自転車等の放置が歩行者等の通行又は安全を著しく阻害し、又は消防、救急等の緊急活動の障害となる場合で、急を要すると認められるときは、直ちに当該自転車等を撤去することができる。

（撤去した自転車等に対する措置）

第十五条 区長は、第十二条、第十三条第二項及び前条の規定により自転車等を撤去したときは、撤去した旨及び保管場所を現場に表示するとともに、当該自転車等を保管しなければならない。ただし、明らかに自転車等の機能を喪失していると認められ、かつ、所有者を確認できないものについては、直ちに廃棄等の処分をすることができる。

2 区長は、前項本文の規定により自転車等を保管したときは、撤去し、及び保管した旨、返還方法、第四項の規定により売却又は廃棄等の処分をする旨その他規則で定める事項を告示しなけれ

ばならない。

- 3 区長は、第一項本文の規定により保管した自転車等について、所有者を確認できるものについては、当該所有者に対し、速やかに引き取るよう通知しなければならない。この場合においては、次項の規定により売却又は廃棄等の処分をする旨を併せて通知するものとする。
- 4 区長は、第二項の規定による告示の日から相当の期間を経過してもなお所有者等の引取りのない自転車等については、これを売却し、その売却した代金を保管することができる。この場合において、当該自転車等につき、買受人がないとき又は売却することができないと認められるときは、区長は、当該自転車等について、廃棄等の処分をすることができる。
- 5 区長は、第二項の規定による告示の日から起算して六月を経過してもなお第一項の規定により保管した自転車等（前項の規定により売却した代金を含む。以下この項において同じ。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権を取得することができる。

全部改正〔令和三年条例三七号〕

（撤去費用の徴収）

第十六条 区長は、第十二条、第十三条第二項及び第十四条の規定により自転車等を撤去したときは、これに要した費用を当該自転車等の所有者等から徴収する。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、これを免除することができる。

- 2 前項本文の規定に基づき徴収する費用の額は、別表のとおりとする。

一部改正〔平成二四年条例三八号・令和三年三七号〕

（売却代金の返還）

第十七条 区長は、第十五条第四項の規定により売却した自転車等について、同条第二項の告示の日から起算して六月以内に当該自転車等の所有者等がその返還を求めたときは、その売却代金を返還するものとする。

追加〔令和三年条例三七号〕

第三章 雑則

一部改正〔令和三年条例三七号〕

（委任）

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔令和三年条例三七号〕

付 則

この条例は、昭和六十二年九月一日から施行する。

付 則（平成一六年一〇月二五日条例第二六号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

付 則（平成二四年七月一〇日条例第三八号）

この条例は、平成二十四年八月一日から施行する。

付 則（平成二五年一二月二〇日条例第四六号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区自転車等の駐車秩序に関する条例別表第一の規定は、施行日以後に撤去又は移送したものについて適用し、同日前に撤去又は移送したものについては、なお従前の例による。

付 則（令和二年一二月一八日条例第四八号）

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第一の規定は、施行日以後に撤去又は移送したものについて適用し、施行日前に撤去又は移送したものについては、なお従前の例による。

付 則（令和三年一月五日条例第三七号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第十六条関係）

自転車	四、〇〇〇円
原動機付自転車	四、五〇〇円

一部改正〔平成二五年条例四六号・令和二年四八号・三年三七号〕